

使用料・手数料の改定等

1 一般会計

(1) 改定等の趣旨

使用料・手数料は、基本的に、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に関し、住民間の負担の公平を図る観点から、コストを負担していただくものです。

このため、以下の考え方により、使用料・手数料の料額の改定及び新設を行います。

(2) 改定等に当たっての考え方

- ① 原則として2年以上改定を行っていないものを調査し、改定の対象とします。
- ② 料額は、原価を基本としつつ、国や他団体、類似施設の料額などを勘案しながら設定します。
- ③ 現行料額と原価との間に著しい乖離が見られる料額については、原則、倍率1.5倍を限度として改定を行います。

(3) 対象条例等の数及び影響額

区分	対象条例等の数	影響額(億円)	
		初年度	平年度
料額の改定	15	4.1	4.4
料額の新設	4	0.0	0.0
合計	19	4.1	4.4

(4) 主な改定等項目

① 料額を改定するもの

○ 霊園施設の使用料

青山霊園	一般埋蔵施設 (1 m ²)	2,839,000円 → 2,893,000円
多磨霊園	長期収蔵施設 (第2種(4体用)・1箇所)	287,000円 → 172,000円
	樹林型合葬埋蔵施設 (2号基・遺骨1体)【新設】	86,000円

○ 運転免許に関する手数料

高齢者2時間講習	5,100円 → 6,450円
運転技能検査手数料	【新設】 3,550円

② 料額を新たに設けるもの

○ 体育施設の利用料金 (上限額)

東京都パラスポーツトレーニングセンター (仮称)		
体育室		17,130円
多目的室		4,290円

○ 長期優良住宅の普及の促進に関する手数料

認定長期優良住宅建築等計画に基づく建設に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
--	----------

○ マンションの管理の適正化の推進に関する手数料

マンション管理計画認定申請手数料 (事前確認適合証あり、長期修繕計画数1つである場合)	4,100円
--	--------

○ 海上公園の土地の使用料

有明親水海浜公園 (仮称) (1 m ² ・月額)	880円
晴海緑道公園 (仮称) (1 m ² ・月額)	1,520円